

消 防 計 画

総 則

第1 目的及び適用範囲

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、【〇〇山口店】(以下「当該防火対象物」という。)の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該防火対象物に勤務し、出入りするすべての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者の責任等

- (1) 管理権原者は、当該防火対象物の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせるものとする。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えるなければならない。
- (4) 管理権原者は、防火上の不備や消防設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改善するものとする。

2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成および実行について、すべての権限を持って次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消防計画に基づく消火、通報、避難訓練等の自衛消防訓練の実施

(3) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督

消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火気使用設備器具等の検査・点検を実施し、不備事項がある場合は改善促進を図る。

(4) 消防法第17条の3の規定に基づく消防用設備等の点検・整備及び立会い

(5) 改装工事等の工事中の立会い及び安全対策の樹立

(6) 火気の使用、取扱いの指導、監督

(7) 収容人員の把握と適正管理

(8) 防火、防災教育の実施

(9) 管理権原者に対する防火管理上の提案及び報告

(10) 放火防止対策の推進

(11) その他防火管理上必要な業務

第3 消防機関との連絡

1 消防機関への報告、連絡

管理権原者又は防火管理者は、下表の業務について、消防機関への届出、報告及び連絡を行うものとする。

業務	届出等の時期	届出者等
防火管理者選任（解任）の届出	防火管理者を変更したとき	管理権原者
消防計画作成（変更）の届出	消防計画を変更したとき	防火管理者
消防計画に基づく消火、通報、避難訓練等の自衛消防訓練の届出	自衛消防訓練を実施する前	防火管理者
消防用設備等点検結果（総合点検時のもの）の報告	1年に1回（特定防火対象物） 3年に1回（非特定防火対象物）	建物所有者等
防火対象物点検報告が必要な場合 防火対象物点検結果の報告	1年に1回	管理権原者
建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令等に基づく諸手続き	法令に定められた時期	管理権原者等
その他 (上記以外の法令に基づく届出等)	法令に定められた時期	

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者等は、適正な防火管理業務を遂行するために、消防機関へ届出又は報告した書類等を消防計画とともに取りまとめて防火管理維持台帳を作成し、整備及び保存しておくものとする。

予防管理対策

第1 日常及び定期に行う火災予防

1 予防管理組織

日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担当責任者を下表のとおり定める。

階	役職又は氏名	担当区域
1階	副店長	1階全域
2階	○○部門責任者	2階全域

2 防火担当責任者の業務

防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の火気管理及び維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時及び震災後における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

3 自主点検

防火管理者及び防火担当責任者は、建物、火気使用設備器具、消防用設備等、危険物施設その他について、建築物等は3か月に1回以上、消防用設備等は定期的な法定点検の合間に6か月に1回以上、火気関係（日常）は終業時等に、各「自主点検表」（別表）により点検を実施するものとする。

4 法定点検

(1) 消防用設備等の法定点検

防火管理者は、建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、消防法第17条の3の3に基づく点検（機器点検は半年に1回、総合点検は1年に1回）を下表のとおり実施し、点検結果（総合点検分）を【**1年**・3年】に1回、管轄の消防署長に報告するものとする。

防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。

点検業者	株式会社〇〇設備		
点検設備	消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯		
点検時期	6	月	12

(2) 防火対象物の法定点検（防火対象物定期点検報告制度）【**該当**・非該当】

管理権原者は、消防法第8条の2の2第1項に基づく点検を下表のとおり、1年に1回実施し、点検結果を管轄の消防署長に報告するものとする。

点検業者	株式会社〇〇設備		
点検時期	6月		

第2 報告等

1 点検結果の記録及び報告

- (1) 自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- (2) 防火管理者は、自主点検及び法定点検の結果を保存、記録しておくとともに、管理権原者に報告するものとする。

2 不備欠陥等の改善・整備

- (1) 管理権原者は、不備欠陥事項がある場合は、速やかに改善するものとする。
- (2) 防火管理者は、不備欠陥事項の改善及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改善計画を樹立するものとする。
- (3) 防火管理者は、不備欠陥事項の改善計画、改善結果を管理権原者に報告するものとする。

第3 火災予防措置

1 火気等の使用制限等

防火管理者は、建物内における喫煙及び火気等の使用の制限を行い、その具体的な場所等を指定するものとする。

2 防火管理者への連絡事項

次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき
- (4) その他防火管理上必要な事項

3 火気使用時の遵守事項

火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具を使用する場合は、指定場所以外で使用してはならない。
- (3) 火気使用設備器具は、使用前、使用後に必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (4) 終業時には、吸殻等の始末を完全に行うこと。

4 施設に対する遵守事項

従業員は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路、その他避難のために使用する施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下 階段の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したとき、延焼を防止し又は有効な消防活動を確保するための防火施設
 - ア 防火戸は常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

5 避難経路図

防火管理者は、消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した「避難経路図」(別表)を作成し、従業員等に周知徹底するものとする。

なお、火災時の避難場所は【店舗駐車場】とする。

6 収容人員の管理

防火管理者は、催し物の開催等により混雑が予想される場合は、収容人員を適正に管理するとともに、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとるものとする。

第4 工事中の安全対策

1 工事中の安全対策の樹立

防火管理者は、工事を行うときは工事中の安全対策を樹立し、作業者に対して次の事項を周知し遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
- (2) 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙しないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について定期に防火管理者に報告されること。
- (4) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、器材等の整理整頓を行うこと。
- (6) 災害発生時の通報連絡体制を樹立すること。
- (7) その他防火管理者が必要と認める事項。

第5 放火防止対策

1 日常の放火防止対策

防火管理者及び従業員等は、次の事項に留意し放火防止に努めるものとする。

- (1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、空室、倉庫等に可燃物を置かない。
- (3) 建物内外の整理整頓を行う。
- (4) トイレ、洗面所の巡回を定期又は不定期に行う。
- (5) 防火担当責任者又は最終退出者が火気の確認及び施錠を行う。

自衛消防活動

第1 自衛消防の組織

1 組織の編成と任務分担

火災、その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成する。編成及び任務は、「自衛消防隊の編成と任務」(別表)のとおりとする。

第2 自衛消防活動等

1 通報連絡

- (1) 火災発生時、火災を発見した者は、周囲の者にその旨を知らせるとともに、防火管理者、自衛消防隊長等にその位置、状況等を即報するものとする。
- (2) 通報連絡担当は、火災を確認後、直ちに消防機関へ119番通報するとともに、放送設備、携帯拡声器等により出火場所や消火・避難誘導などを指示する。

「火災通報要領」、「非常放送要領」は別記によるものとする。

2 初期消火

火災を発見した者及び消火担当は、出火場所に急行し初期消火を行う。

3 避難誘導

避難誘導担当は、火災が発生した場合、次により避難誘導にあたるものとする。

- (1) 避難経路図に基づいて避難誘導する。
- (2) 放送設備、携帯拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- (3) 避難方向がわかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。
- (4) 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- (5) エレベーターによる避難は原則として禁止する。

4 応急救護

- (1) 応急救護担当は、負傷者の応急救護を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をする。
- (2) 応急救護担当は、負傷者の住所、氏名、電話番号、負傷内容など必要な事項を記録しておく。

震災対策

第1 震災予防措置

1 震災予防措置

防火管理者は、地震時の災害を予防するために、次の措置を行うものとする。

- (1) 看板、窓枠、外壁等の倒壊・転倒・落下防止
- (2) ロッカーや書棚などの転倒及び収容物の落下防止
- (3) 火気使用設備器具等からの出火防止対策
- (4) 危険物等の流出、漏洩防止措置

第2 震災時の活動

1 地震後の安全措置

地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

- (1) 地震発生直後は、身体の安全を守ることを最優先とする。
- (2) 火気使用設備器具等の直近にいる従業員は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火担当責任者は、その状況を確認して防火管理者へ報告すること。

- (3) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料パイプ等の閉止操作と確認を行う。
- (4) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- (5) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、消防用設備等、火気使用設備器具等、危険物施設及びガス漏れ等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。

2 震災時の活動

震災時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次のことを行うものとする。

- (1) 情報収集活動
 - ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
 - イ 混乱防止を図るため、必要な情報は来場者に知らせる。
- (2) 初期救助、初期救護
 - ア 初期救助、初期救護活動にあっては、応急救護担当を中心として、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
 - イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、医療機関等に搬送する。
- (3) 地震発生時の初期活動が終了後、余力がある場合は、人員、防災資器材を活用して近隣の火災制圧、人命救助活動等を行い、地域住民と協力して地域の安全確保に努める。
- (4) 必要に応じて、近接建物等との応接協力を図ること。

3 避難誘導等

- (1) 来場者等を落ち着かせ、自衛消防隊長が避難するよう命令するまで、安全な場所で待機させること。
- (2) 避難場所については、一次避難場所：【店舗駐車場】、二次避難場所：【山口市の指定緊急避難場所】とし、来場者等を誘導すること。
- (3) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行うこと。
- (4) 避難は、従業員等の来場者が一団となり行動するものとし、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置すること。
- (5) 避難は、車両等を使用せず徒歩とすること。

防災教育及び訓練

第1 防災教育等

1 防災教育等

防火管理者は、次により防災教育等を実施するものとする。

- (1) 全員に対する教育を隨時実施する。
- (2) 新入従業員に対する教育は、入社時期に実施する。

2 防災教育の内容

防災教育は、次の事項について実施するものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 火災発生時の任務及び責任の周知徹底
- (4) 消防用設備等の取扱い
- (5) 地震時の対応
- (6) その他火災予防上必要な事項

3 訓練の実施時期

防火管理者は、下表により自衛消防訓練を実施するものとする。

訓練種別	実施時期		
消火訓練			
避難訓練	4	月	・
通報訓練			10

※ 119番通報による訓練を実施する際は、直前に山口市消防本部通信指令課（083-932-2603）に連絡し、訓練通報を行う旨を知らせるものとする。

4 訓練頻度及び届出

1 特定防火対象物

消火訓練・避難訓練は年2回以上実施し、通報訓練については年1回以上実施すること。また、防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、事前に届出書により、管轄の消防署長に届け出るものとする。

2 非特定防火対象物

消火訓練・避難訓練・通報訓練は定期的に（年1回以上）実施すること。また、自衛消防訓練を実施する場合には、事前に届出書により、管轄の消防署長に届け出よう努めるものとする。

なお、届出を行わない場合については、記録を保管するなど、訓練実施状況を客観的に確認できるようにしておくものとする。

防火管理業務の一部委託について

第1 防火管理業務の一部委託【該当・非該当】

1 夜間及び休日の防火管理体制については、次の方により委託するものとする。

- (1) 【常駐・巡回・遠隔移報】方式
- (2) 受託者の名称【株式会社○○警備】
所在地【○○○○○○○○○○】

- (3) 受託者の行う防火管理業務の範囲

- ア 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務
 - イ 火災が発生した場合の初動措置（初期消火及び通報連絡）

- (4) 受託者の行う防火管理業務の方法

- ア 現場確認要員の待機場所【株式会社○○警備 ○○支所】
 - イ 到着所要時分【15 分】
 - ウ 委託する区域【全域・部分】
 - エ 委託する時間帯【22 時 00 分～8 時 00 分】

附 則

この消防計画は、令和 6 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（一部変更）

この消防計画は、 年 月 日から実施する。

※ 変更の都度、附則に年月日を明記すること。

※この表は、個々の「建物構造」の実態にあわせて作成してください。

年

別表

建築物等の自主点検表

区分	点 檢 項 目	点検実施日		点検実施日	
		月 日		月 日	
		判定	備 考	判定	備 考
建物周囲	可燃物が放置されていないか				
	避難上、消火活動上有効な通路や空地が確保されているか				
避難口 廊下 階段 避難通路	誘導灯、誘導標識等を隠すものはないか				
	避難口は容易に開閉できるか				
	床面につまずき、すべり等の発生要因はないか				
防火区画	防火戸等の開閉を妨げる物品はないか				
	防火戸等の変形破損はないか				
	防火戸等はスムーズに開閉するか				
	避難の妨げとなる物品はないか				
電気設備等	電気器具の過剰なタコ足配線等をせず、器具を適正に使用しているか				
	電気コードに極端な折れ曲がりや変形はないか				
	コンセントプラグはしっかりと差し込まれ、ほこり等は溜まっていないか				
火気使用設備器具等	火気使用設備器具等の付近は整理整頓されているか				
	厨房設備のフード、フィルター、ダクト内は定期的に清掃されているか				
防炎物品	カーテン、じゅうたん等は防炎物品が使用されているか				
	防炎物品に防炎ラベルが貼付されているか				
判定欄 ○：良好 ×：不良 △：改善済み 自主点検は、3か月に1回以上実施すること		点検者	防火管理者確認	点検者	防火管理者確認

※この表は、個々の「設置状況」の実態にあわせて作成してください。

年

別表

消火設備の自主点検表

区分	点検項目	点検実施日		点検実施日	
		月 日		月 日	
		判定	備考	判定	備考
消火器	階ごとに適正な位置に設置されているか				
	変形、破損、腐食等はないか				
	標識の破損、汚れ等はないか				
屋内消火栓 設備	扉の開閉及び操作を妨げる物品はないか				
	ホース、ノズルが接続され、変形、破損等はないか				
屋外消火栓 設備	表示灯は点灯しているか				
動力消防 ポンプ設備	常時場所の周囲に使用の障害となる物品等はないか				
	管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、破損はないか				
スプリンクラー設備	ヘッドの周囲に障害物はないか				
	ヘッドの変形、腐食、漏水はないか				
	間仕切り変更等によるヘッドの未警戒部分はないか				
泡消火設備	送水口の変形及び周囲に障害物がないか				
	バルブ類は適正な開閉状態になっているか (制御弁は常時「開」の状態)				
不活性ガス 消火設備	起動装置付近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明示されているか				
	起動装置周囲に操作の妨げとなる物品はないか				
	ヘッドに変形、損傷等はないか				
ハロゲン化物消火設備 粉末消火 設備	扉の開閉及び操作を妨げる物品はないか				
	ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか				
	表示灯は点灯しているか				
判定欄 ○：良好 ×：不良 △：改善済み 自主点検は、定期的な法定点検の合間に、6か月に1回以上実施すること		点検者	防火管理者確認	点検者	防火管理者確認

※この表は、個々の「設置状況」の実態にあわせて作成してください。

年

別表

警報設備の自主点検表

区分	点検項目	点検実施日		点検実施日	
		月 日		月 日	
		判定	備 考	判定	備 考
自動火災 報知設備	感知器に破損、変形、脱落はないか				
	間仕切り変更等による感知器の未警戒部分はないか				
	発信機周囲に障害物はないか				
	受信機のスイッチはベル停止となっていないか				
	警戒区域図は受信機付近にあるか				
	受信機の周囲に操作の妨げとなる物品はないか				
非常警報設 備	表示灯は点灯しているか				
	操作の妨げとなる物品はないか				
	押しボタンの保護板に破損等はないか				
ガス漏れ火 災警報設備	表示灯は点灯しているか				
	受信機のスイッチはベル停止となっていないか				
	感知器に破損、変形、脱落はないか				
漏電火災警 報器	表示灯は点灯しているか				
	受信機に破損、変形、腐食等なく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか				
漏電火災警 報器	電源表示灯は点灯しているか				
判定欄 ○：良好 ×：不良 △：改善済み 自主点検は、定期的な法定点検の合間に、6か月に1回以上実施すること		点検者	防火管理者 確認	点検者	防火管理者 確認

※この表は、個々の「設置状況」の実態にあわせて作成してください。

年

別表

避難設備の自主点検表

区分	点検項目	点検実施日		点検実施日	
		月 日		月 日	
		判定	備 考	判定	備 考
避難器具 (緩降機・ 避難はしご・ 救助袋等)	操作に障害となる物品等はないか				
	容易に接近できるか				
	降下空間の途中に看板、エアコン屋外機等の障害物はないか				
	避難空地には障害となるものが置かれていないか				
	取付場所の窓等は容易に開放できるか				
	標識、取扱い説明板等の破損、脱落はないか				
	器具の腐食、破損等はないか				
誘導灯 誘導標識	表示パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか				
	不点灯、ちらつき等はないか				
	照明器具、装飾品等で見えにくくなっていないか				
	器具の変形、破損等はないか				
	室内のレイアウト等の変更により、設置位置が不適切となっていないか				
判定欄 ○：良好 ×：不良 △：改善済み 自主点検は、定期的な法定点検の合間に、6か月に1回以上実施すること		点検者	防火管理者確認	点検者	防火管理者確認

※この表は、個々の実態にあわせて作成してください。

別表

火気関係（日常）の自主点検表

年 月

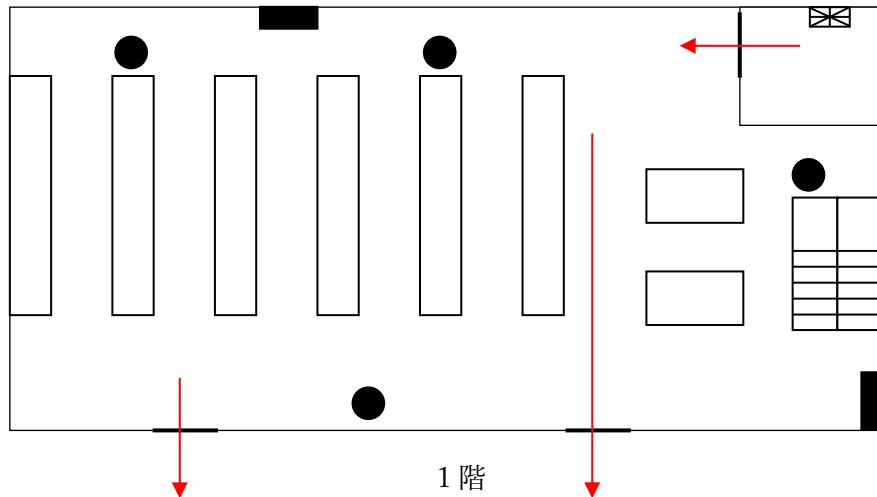
点検者		担当区域	
日	火気使用設備器具の異常 の有無	喫煙管理	可燃物等の清掃
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

防火管理者確認

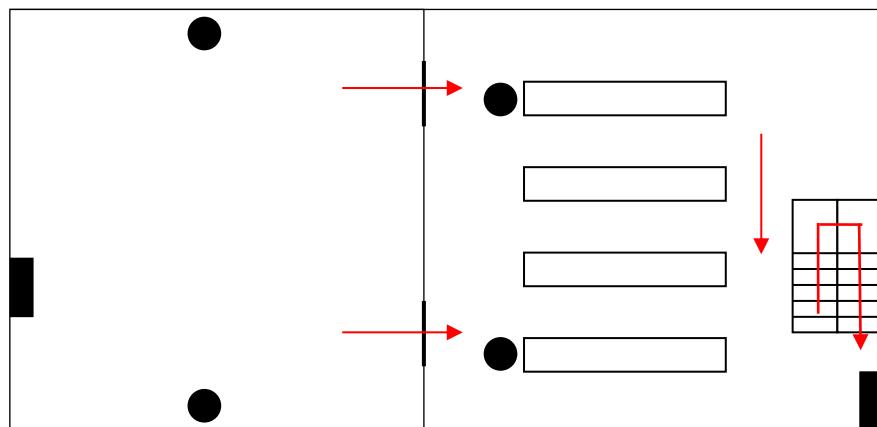
※この表は、個々の実態にあわせて作成してください。

別表

避難経路図



1階



2階

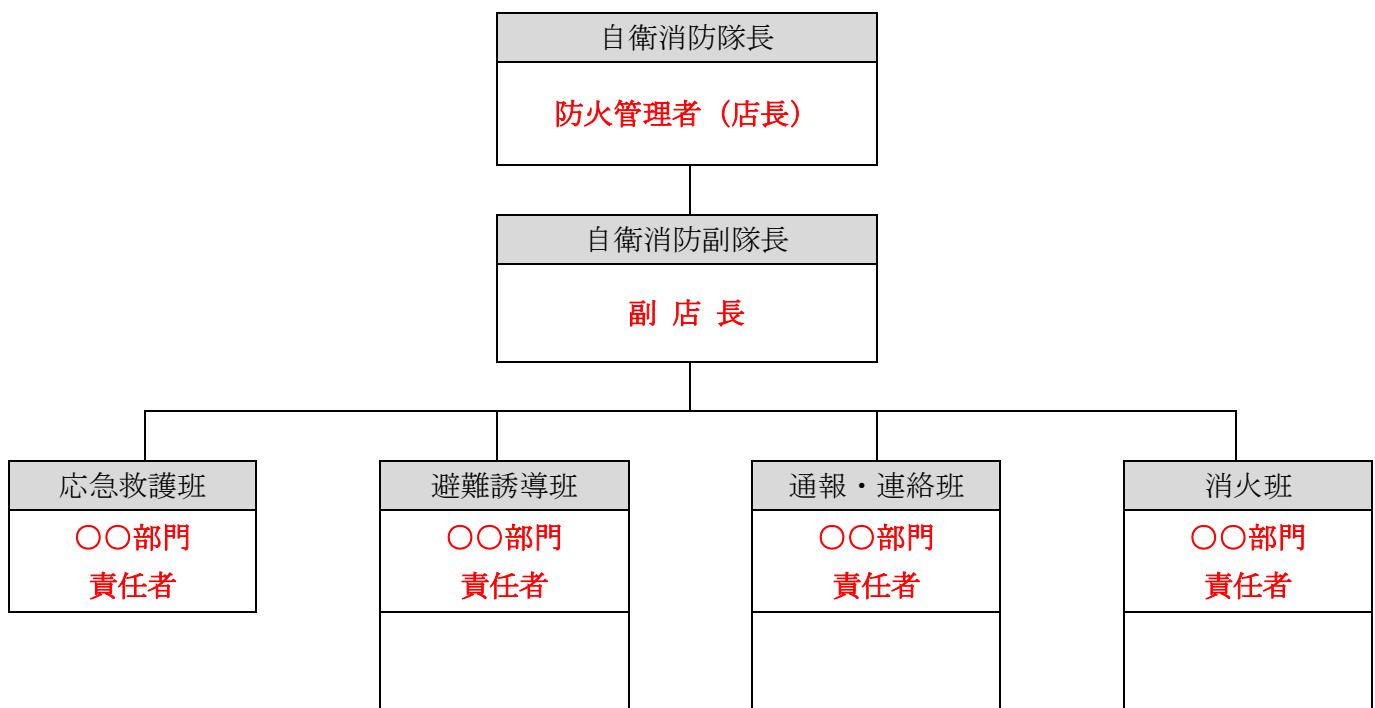
凡例

消火器	自火報受信機	屋内消火栓
●	■	■

※この表は、個々の実態にあわせて作成してください。

別表

自衛消防隊の編成と任務



自衛消防隊長	1 自衛消防隊の指揮、命令、監督 2 避難状況の把握 3 消防隊への情報提供、その他必要な事項
自衛消防副隊長	1 隊長の補佐 2 隊長不在時、任務の代行
通報連絡班	1 消防機関への 119 番通報 2 施設内への非常放送 3 関係者への連絡、その他必要な事項
消火班	1 消火器等による初期消火を実施、その他必要な事項
避難誘導班	1 出火時における避難者の誘導 2 負傷者及び逃げ遅れた者の確認 3 負傷者等の搬送、その他必要な事項
応急救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者に対する応急処置 3 救急隊との連携及び情報提供、その他必要な事項

火災通報要領

消 防 「はい、消防です。火事ですか？救急ですか？」

通報者 「火事です。」

消 防 「場所はどこですか？」

通報者 「山口市〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇〇〇です。」

消 防 「近くに目標となる建物はありますか？」

通報者 「〇〇〇〇〇です。」

消 防 「その建物は何階建てですか？燃えているところは何階ですか？」

通報者 「〇階建ての〇階が燃えています。」

消 防 「なにが燃えているかわかりますか？」

通報者 「〇〇〇が燃えています。」

消 防 「今の状況はわかりますか？」

通報者 「〇〇中です。」

消 防 「あなたの名前と電話番号を教えてください。」

通報者 「私は〇〇〇〇です。電話番号は〇〇〇〇〇です。」

消 防 「わかりました。すぐ行きます。」

非常放送要領

1 火災放送

館内の皆様にお知らせします。
○○階の○○○○で火災が発生しました。
係員の指示に従い、○○側の階段を使って避難してください。

2 自動火災報知設備の発報時の放送

館内の皆様にお知らせします。
只今、○○階で火災感知器が作動しました。
係員が確認中ですので、指示があるまでお待ちください。

3 地震発生時の放送

館内の皆様にお知らせします。
只今、地震が発生しました。テレビ、ラジオのスイッチを入れ、以後の地震情報に注意してください。
火気を使用している場所では、火を消して安全を確認してください。
また、屋外に飛び出すと、落下物による危険性があります。
次の指示があるまで、机の下や柱の付近の安全な場所に身を寄せて待機してください。

4 避難開始の放送

館内の皆様にお知らせします。
地震が落ち着きました。只今から○○町の○○○○に避難しますので、1階○○○○に集まってください。
なお、階段は○○側及び○○側を利用して下さい。

5 負傷者確認のための放送

館内の皆様にお知らせします。
只今の地震により、ケガをした方や具合の悪くなった方がおられましたら、近くの係員にお知らせください。
係員は負傷者を1階○○○○まで搬送してください。